

悪天候時のごみ出しについて

雨天や降雪時に新聞紙・雑誌・段ボール等の資源ごみをそのまま出すと、濡れてしまい資源化することができなくなってしまう。ヒモで縛った後、ビニール袋に入れるなどして濡れないようにするか、次の収集日に出されるようご協力をお願いします。

問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

消費者生活相談

身に覚えのない架空請求や悪質な訪問販売、振り込み詐欺などの相談にご利用ください。「だまされた!」「なんかおかしいぞ?」と気づいた時、ためらわずにご相談ください。

所 役場1階会議室
相談員 ▽上村正子氏
問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

『ところどころ消費生活塾』
受講者募集

高額な振り込み詐欺や商品の不適切な表示など消費生活に関する様々な問題が発生する中、消費生活の分野に関して、必要な基礎知識や最新の情報をテーマとした講座を開催しますので、関心のある方は、お気軽に受講ください。

日 12月24日(火) 14時30分～15時40分
※毎月1回実施予定
所 役場1階 会議室

テーマ 「法律相談の利用」

講師 ▽上村正子氏

定員 若干名 ※無料

問 前日までに役場住民課生活環境係

(☎(574) 2213)へご連絡ください。

※次回は1月28日(火)、テーマ『電気

ガス、水道、エネルギーの課題』を予定。

問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

特設人権相談所開設

本町において次のとおり特設人権相談所を開設します。

日 12月5日(木) 13時30分～15時30分

所 役場1階会議室

相談員 ▽羽賀智子氏 ▽鳥宮彰子氏 ▽高井伸夫氏

問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

無料巡回交通事故相談

日 12月10日(火)、1月14日(火)、
2月18日(火)、3月11日(火)

▽12時30分～15時30分

所 十勝総合振興局

申 十勝総合振興局環境生活課

☎0155(26) 9249

※相談の受け付けは、事前に電話連絡をお願いします。

なお、巡回相談日以外で電話相談を

北海道苦情審査委員制度のご案内

「北海道苦情審査委員」制度とは、道の機関が行った業務に関する苦情を、皆さんに代わって、苦情審査委員が公平で中立な立場から審査する制度です。皆さん自身の利害に関する苦情があれば苦情審査委員に申立てができます。審査の結果、道の業務に不備がある点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。各窓口では、申請書様式やリーフレットをご用意しています。また、北海道公式ホームページで申請書様式のほか申立て方法等の詳細についても掲載しています。申立書は窓口へ持参するほか、郵送、ファックス、メールでも受け付けています。個人情報保護にも十分配慮します。※電話や匿名での申立ては受け付けておりません。

問 北海道総合政策部知事室道政相談センター (〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目)

☎011-204-5523

FAX 011-241-8181

✉ kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

※北海道の苦情審査に関するホームページ (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kujyou-mousitate.html)

農業者年金のお知らせ

【農業者年金保険料を確定申告される方へ】
農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象です。

・納付した保険料額は、振替口座の通帳でご確認ください。

・農業者年金保険料の証明書は確定申告時に添付する必要があります。

【農業者年金に関する手続き等をご希望される方へ】

・農業者年金について次のようなご相談は、お気軽にご連絡ください。

・農業者年金の特例付加年金をお考えの方。

・農業者年金の老齢年金を受給される方。

・保険料の見直しをお考えの方。

・農業者年金に加入希望の方。

対 農業者年金加入者・受給待機者・未加入者

問 農業委員会事務局 ☎(574) 2218

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

希望される方は、北海道交通事故相談所 (☎050-3533-4703) に電話してください。

問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

運転免許更新時講習について

日 12月5日(木) ▽優良13時15分

▽違反13時55分 ※受付は30分前から行います。

所 える夢館2階交流室AB

対 公安委員会から送付された更新連絡書により、池田警察署で更新手続きを終了された方

詳細 ▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」(13時15分)、「違反」(13時55分)のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。▽次回の講習予定は2月6日(木)です。

問 豊頃消防署 ☎(574) 2310

参考～町外実施会場

会 場	日 時
池田会場 (西部地域コミセン) 池田町字利別 東町12-11 ☎(579) 2138	12月3日(火) 1月7日(火) 違反 10:00 優良 13:00 一般 13:40 初回 14:50 (12月のみ)
浦幌会場 (中央公民館) 浦幌町字桜町15番地5 ☎(576) 3095	1月10日(金) 優良 13:30 違反 14:10

注) 十勝池田警察署管内

その他

12月15日から31日まで年末焼死事故防止運動を実施します

『守りたい未来があるから火の用心』

消防署と消防団では、年末火災の未然防止と町民の防火意識を高めることを目的に、期間中、火災予防運動および特別警戒を実施します。

特別警戒 ▽12月25日(水)～31日(火)

防火広報

▽町内の広報巡回を実施します。

サイレン吹鳴

▽20時から30秒間サイレンを吹鳴しますので、おやすみ前に火の元をお確かめください。

市街地警戒広報

▽12月25日(水)～30日(月)

▽20時から市街地(茂岩・豊頃・中央区・十弗・大津)警戒広報を実施します。

問 豊頃消防署 ☎(574) 2310



「北海道苦情審査委員」制度とは、道の機関が行った業務に関する苦情を、皆さんに代わって、苦情審査委員が公平で中立な立場から審査する制度です。皆さん自身の利害に関する苦情があれば苦情審査委員に申立てができます。審査の結果、道の業務に不備がある点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。各窓口では、申請書様式やリーフレットをご用意しています。また、北海道公式ホームページで申請書様式のほか申立て方法等の詳細についても掲載しています。申立書は窓口へ持参するほか、郵送、ファックス、メールでも受け付けています。個人情報保護にも十分配慮します。※電話や匿名での申立ては受け付けておりません。

問 農業委員会事務局 ☎(574) 2218

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

農業者年金のお知らせ

【農業者年金保険料を確定申告される方へ】
農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象です。

・納付した保険料額は、振替口座の通帳でご確認ください。

・農業者年金保険料の証明書は確定申告時に添付する必要があります。

【農業者年金に関する手続き等をご希望される方へ】

・農業者年金について次のようなご相談は、お気軽にご連絡ください。

・農業者年金の特例付加年金をお考えの方。

・農業者年金の老齢年金を受給される方。

・保険料の見直しをお考えの方。

・農業者年金に加入希望の方。

対 農業者年金加入者・受給待機者・未加入者

問 農業委員会事務局 ☎(574) 2218

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

役場だより
その他



②町道幌岡15号線は、道路工事のため次の期間片側交互通行となります。

所 幌岡 期間 ▽12月20日(金) まで

時間 ▽終日

工事のお知らせ

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされている中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問 池田警察署 ☎(572) 0110



ため次の期間片側交互通行となります。

所 農野牛 期間 ▽12月20日(金) まで

時間 ▽終日

問 役場施設課土木地籍係 ☎(574) 2215

④ジェリーアイス駐車場の工事を行います。大型車両が出入りしますので、通行の際はご注意ください。

所 大津幸町 期間 ▽1月31日(金) まで

時間 ▽終日



問 役場企画課商工観光係 ☎(574) 2216